

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8月10日
【会社名】	デンヨー株式会社
【英訳名】	Denyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古賀 繁
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町 2丁目 8番 5号
【電話番号】	03(6861)1111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 白鳥 昌一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町 2丁目 8番 5号
【電話番号】	03(6861)1111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 白鳥 昌一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成24年 6月29日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年 7月 7日
【発行登録書の有効期限】	平成26年 7月 6日
【発行登録番号】	24 - 関東101
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注）1 100,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額である。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。
【発行可能額】	0円（注）1 100,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額である。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成24年 8月10日（提出日）である。
【提出理由】	四半期報告書（第65期第 1 四半期 自平成24年 4月 1日 至平成24年 6月30日）を平成24年 8月10日に関東財務局長に提出しました。 この四半期報告書の提出により、当該書類を平成24年 6月29日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

【訂正内容】

表紙の提出理由記載の通りであります。